

公立大学法人敦賀市立看護大学コンプライアンス委員会規程

令和5年6月27日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学組織及び運営に関する基本規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号）第7条第1項の規定により、公立大学法人敦賀市立看護大学（その設置する大学を含み、以下「本学」という。）に設置する敦賀市立看護大学コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学のコンプライアンス及びその推進啓発に関する重要な方針（関連規程等の制定及び改廃に関することを含む。）について審議し、理事長（学長）に意見すること。
- (2) 次条に掲げる規程等に基づき理事長（学長）が決定する事項について、あらかじめ意見を述べること。
- (3) 本学職員の違法行為又は非行であつて、本学の他の規程に定める調査委員会等（当該事案に対して事実調査及び事実認定を行う機関をいう。）の担当する内容のいずれにも該当しない事案について、事実調査及び事実認定を行うこと。
- (4) 理事長が公立大学法人敦賀市立看護大学職員懲戒規程（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第19号。以下「職員懲戒規程」という。）に基づく職員の懲戒処分の有無及び軽重を決定し、又は理事会に諮るにあたり、あらかじめ意見を述べること。

(関連規程等)

第3条 前条第2号に定める規程等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公立大学法人敦賀市立看護大学ハラスメントの防止等に関する規程（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第13号。以下「ハラスメント防止規程」という。）
- (2) 敦賀市立看護大学研究不正行為への対応に関する規程（平成27年敦賀市立看護大学規程第5号。以下「研究不正対応規程」という。）
- (3) 公立大学法人敦賀市立看護大学における研究費の不正使用の防止等に関する規程（平成28年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第2号。以下「研究費不正使用防止等規程」という。）
- (4) 公立大学法人敦賀市立看護大学利益相反に関する定期自己申告実施要領（令和3年理事長決裁。以下「利益相反自己申告要領」という。）

- (5) 公立大学法人敦賀市立看護大学 臨床研究利益相反審査実施要領（令和3年理事長決裁。以下「臨床研究利益相反審査要領」という。）

(構成)

第4条 委員会は、次に掲げる委員8人以内で構成する。

- (1) 理事長（学長）
 - (2) 学部長
 - (3) 研究科長
 - (4) 専攻科長
 - (5) 事務局長
 - (6) 相当の弁えのある者として理事長（学長）が本学の職員の中から指名する1人以上の者
- 2 委員会に委員長を置き、理事長（学長）をもって充てる。

(委員の任期)

第5条 前条第1号から第5号に掲げる委員の任期は、当該職務にある期間と同一とする。

- 2 前条第6号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 議長に事故があるとき（議長が議題となっている事項に直接の利害関係を有する場合を含む。）又は議長が欠けたときは、委員の互選により議長の職務を代理又は代行する委員を定める。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員（議長及び決定しようとする事項に直接の利害関係を有する委員を除く。）の3分の2以上をもって決する。
- 5 議長である理事長（学長）は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会を招集しなければならない。
 - (1) ハラスメント防止規程第8条第2項の報告を受けたとき。
 - (2) 研究不正対応規程第5条第6項の報告若しくは同条第7項の通知を受け、又は同規程第7条第6項の意見若しくは同条第7項の不服申し立てを受けたとき。
 - (3) 研究費不正使用防止等規程第3条第2項第3号の報告、同規程第6条第5項の報告若しくは同規程第8条第8項の報告を受け、又は同規程第10条第2項の不服申し立てを受けたとき。
 - (4) 研究費不正使用防止等規程第3条第7項に基づく内部監査及び調査を行わせ、その報告を受けたとき。

- (5) 利益相反自己申告要領第2条第4項の報告又は臨床研究利益相反審査要領第6条第3項の報告を受けたとき。
- (6) 職員懲戒規程に基づく職員の懲戒処分の有無及び軽重を決定し、又は理事会に諮らうとするとき。
- (7) 第8条第1項の告発等又は同条第2項の報告を受けたとき。
- (8) 委員から、会議の目的たる事項を示した書面で委員会の開催を要求されたとき。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(告発等)

第8条 本学の職員は、本学職員の違法行為又は非行を認知し、又は本学のコンプライアンス上の重大な懸念があると認めるときであって、かつ、本学の他の規程等に定める告発、通報又は相談（以下「告発等」という。）の受付窓口のいずれも適当でないと認めるときは、委員又は第12条に定める事務局に対して告発等を行うことができる。ただし、自身の非違行為に係る報告については、職員懲戒規程第7条に定めるところによる。

2 告発等を受け付けた者は、直ちに告発を行った者の所属、職及び氏名並びに告発等の内容を記録した書面を作成し、理事長（学長）に報告しなければならない。

(告発者等の保護)

第9条 本学は、告発等を行い、その事実調査等に協力し、又は告発の対象となった者に対して、そのことのみを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(告発等の濫用禁止)

第10条 告発等は、本学の利益と公益との調和を図るためになされるものであって、卑しくも他の職員を誹謗し、又は中傷する等の不正な目的をもって行われてはならない。

(事務局)

第11条 委員会の事務は、事務局総務企画課において処理する。

(秘密保護義務)

第12条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。業務に携わらなくなった後も、同様とする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員会の議を経て、理事長（学長）が定める。

附則

この規程は、令和5年6月27日から施行する。